

平成 2 0 年 1 0 月 9 日

各 部 局 長 殿

財 務 部 長

平成 2 1 年度予算編成方針について（依命通達）

平成 2 1 年度予算については，次により編成することになったので，高松市
予算規則第 5 条の規定に基づき，命により通知します。

第 1 本市の財政状況

本市では，今年度から，平成 2 7 年度までの 8 年間を期間とした，新しいま
ちづくりと市政運営の基本方針となる第 5 次高松市総合計画の基本構想の下，
短期的な実施計画としてのまちづくり戦略計画に基づき，新しいまちづくりの
目標達成に向けた，具体的な施策・事業の重点的・戦略的な推進がスタートし
たところである。

このような中，先に，試算した本市一般会計の中期財政収支見通しでは，景
気後退局面に入り，市税収入の伸びが見込めないほか，道路特定財源の一般財
源化や地方交付税などの動向が不透明で一般財源の確保が厳しい状況であると
ともに，人口減少，少子・高齢化社会の到来のほか，中枢拠点機能の充実や環
境対策など，時代の潮流に対応した新たな施策・事業の展開や，学校施設の耐
震化など教育環境整備が本格化し，財政需要が大幅に増加する見込みとなっ
ており，このまま推移した場合，2 1 年度から 2 4 年度までの 4 年間の一般財源
不足額は，約 2 1 3 億円と見込まれ，行財政改革の断行と，施策・事業の厳し
い選択と集中に取り組まなければ，立ち行くことのできない大変厳しい状況と
なっている。

第2 平成21年度予算編成の基本方針

来年度の予算編成に当たっては、依然として厳しい行財政環境の下、将来にわたり持続可能な健全財政を念頭に置きつつ、今後の国の行政改革や予算編成の動向、地方財政対策等を見極めながら、合併効果を最大限生かし、「財政運営指針」や「第4次行財政改革計画」等に沿って、行財政全般にわたる改革を行うほか、市債残高の抑制にも留意しながら、全力を挙げて歳入の積極的な確保を図るとともに、事務事業全般にわたり、アウトソーシングの推進や、効果性、必要性等をさらに精査し、無駄をなくしたスリム化に取り組むことにより、捻出された貴重な財源を重点的・効果的に配分し、平成20年度からスタートした第5次高松市総合計画に掲げるまちづくりを着実に推進するものとする。

第3 重点取組事業

予算編成に当たり、新たなまちづくりの着実な推進を図るため、特に必要と認められる事業については、重点取組事業として、財源の重点配分を行うものとする。

重点取組事業は、次に掲げる課題に対応するもののうち、まちづくり戦略計画の重点取組事業として示達を行う事業が該当するものとし、その使用可能一般財源総額については、別途、市民政策部長に通知する。

【 課題 】

- 1 地域の未来を支える人づくり
- 2 文化芸術の創造と振興
- 3 環境保全と地球温暖化への対応
- 4 安全で安心できる生活環境の向上
- 5 少子化対策の充実
- 6 健やかに暮らせる福祉環境づくり
- 7 都市イメージの向上とにぎわいづくり
- 8 中枢拠点機能の強化
- 9 コミュニティを軸とした協働のまちづくり
- 10 行政改革の推進

第4 予算編成要領

1 基本的事項

- (1) 厳しい財政状況の下，市民に財政運営への理解と協力を得るため，平成20年度予算から，その編成過程を公開しており，部局ごとの要求総額やその主な事業の要求状況と決定額を，引き続き，本市ホームページに掲載することとしているので，説明責任の発生などに留意し，本方針に基づき，適切に見積もり，予算要求すること。
- (2) 当初予算は，「通年予算」で編成することとし，年度間を通じて予測される，すべての収入・支出を漏れなく計上すること。
- (3) 年度途中における予算補正は，当初予算成立後における制度の改正，災害関連経費などで真にやむを得ないもの，または，当初予算編成の中で協議したもの以外は行わない方針であるので厳に留意すること。

また，特別な理由により当初予算に計上することが困難なものについては，その見込額等を別途「当初予算に要求できない事業に関する調書」により提出すること。

- (4) 現在，再構築中の財務会計システムにおいて，事業，評価と予算を連携させるため，既存の予算事項については，事業別予算をより明確にする単位に再編することとしているので，別途，財政課が指示した予算事項を用いるとともに，必要に応じ，これまでの見積もり内容を組替えること。
- (5) 予算見積りに当たっては，将来にわたり持続可能な健全財政の確立を念頭に，本方針および「財政運営指針」，「第4次高松市行財政改革計画」，さらには「平成20年度予算執行における指示事項」（平成20年3月27日付け高財第85号依命通達）を踏まえ，多額の財源不足と硬直化の度を増す財政構造を十分認識の上，全職員参加の下，職員一人一人が英知を結集し，一層の創意工夫を凝らすこと。

なお，予算見積りの段階から，従来の縦割の対応ではなく，関係部・課等と横断的な協議・調整を十分行い，効率的・効果的な予算見積りに努めること。

ア 既定の経費については，ゼロベースの観点に立ち，経費全般にわたる徹底した見直しを，改めて一件ごとに必ず行うとともに，施策・事業の

厳しい選択と見直しなどに取り組むこと。

イ 新規事業については、後年度負担、緊急性、必要性、有効性等について十分検討の上、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、外部評価や事務事業評価の検討の観点等を踏まえ対応することとし、それに伴う財源については、まちづくり戦略計画の重点取組事業等示達対象事業を除き、一般財源の増額は原則として認めないので、課等の既存事業の見直しによる財源の組替え等によって対処し、課等において困難な場合は、必ず部内において調整し、その調整結果を明らかにしておくこと。

また、その事業内容、性格などに応じ、各事業の終期または見直し時期の設定（サンセット方式）を考慮すること。

(6) 制度の改正が確実に見込めるものを除き、現行制度に基づいて見積もることとするが、国・県の予算編成、地方財政対策等の動向、県の「新たな財政再建方策」に基づく、本市に関係のある事務・事業の見直しの動向に留意し、特に、県の見直しに関し、県から具体策が示された時は、その内容を精査するとともに、事業の必要性・効果等の見直しを行った上で、計上すること。

(7) 合併協議に基づく種々の施策に対応した経費については、協議等内容を踏まえ、適切に見積もること。

また、見積りに当たっては、合併効果を最大限生かし、経費節減に努めること。

なお、合併地区関係予算については、旧市分と区分するなど、地域審議会等における説明等に対応できるよう、各課等で適切に計理すること。

(8) 施設の維持管理経費については、維持管理方法等について、根本から見直すとともに、指定管理者制度未導入の公の施設については、「高松市指定管理者制度導入指針」に基づき、指定管理者制度の導入効果を見極め、公募・非公募を問わず、民間の経営理念を取り入れ、管理運営の効率性・経済性を高めること。

(9) 環境に配慮した行政を推進するため、厳しい財政状況を勘案する中で、関係予算に適切に反映させるよう努めること。

(10) 特別会計および企業会計については、独立採算の原則を念頭に、安易に

一般会計からの繰入れに依存することなく、経営的視点に立った事業運営の一層の効率化による支出の抑制と、使用料等の改定も含めた積極的な収入確保に努め、財政の健全化を図ること。

- (11) 債務負担行為については、後年度の財政負担を伴うものであり、その増加は財政硬直化の要因ともなるので、真に必要なものに限り措置すること。

なお、要求に際しては、その対象事業、期間および限度額、財源等について特に慎重な検討を行うこと。

- (12) 外郭団体等については、「高松市外郭団体の運営等指導基準」に基づき、民間の経営理念を取り入れ、徹底した内部努力を進めるとともに、独自財源の一層の確保に努め、団体の自立性を高めること。

- (13) 議決機関・監査委員の意見や指摘事項、包括外部監査結果等については、その趣旨を十分検討し、的確な予算見積りと速やかな改善を図ること。

また、請願・陳情等についても、その事業の必要性、緊急性等を慎重に検討するとともに、実現性の可否を明確にし、安易に予算要求することのないよう留意すること。

2 予算要求基準

総 括

平成21年度予算は、第5次高松市総合計画の2年目に当たり、新たな本市の望ましいまちづくりとして、時代の潮流を的確にとらえた種々の課題への対応を本格化させなければならないことから、予算編成に当たっては、全庁を挙げて、所要財源の積極的な確保に努めるとともに、事務事業全般の更に徹底した見直しなどにより、経費の思い切った縮減・合理化に努める必要があるため、次のとおり予算要求基準を設けるものとする。

- (1) 第4次行財政改革計画に掲げる実施項目との関連

今回試算した中期財政収支見通しにおける平成21年度から24年度まで4年間の財源不足約213億円は、第4次行財政改革計画に掲げた一般財源不足を解消する取組みの実施を前提として、予算編成を行うこととしているので、このことを厳に踏まえて要求すること。

- (2) まちづくり戦略計画の重点取組事業等

まちづくり戦略計画の重点取組事業等示達対象事業については、事前に使用可能な一般財源を明らかにすることとしているので、市民政策部では、その範囲内で調整の上、各部局に対し示達されたいこと。

また、各部局においては、示達の内容を十分踏まえるとともに、原案で採択となった場合も、改めて経費節減を目指し、徹底して精査するとともに、外部評価を含む事務事業評価の対象事業については、外部評価結果報告書および別途通知する二次評価に基づいて、十分検討の上、適正に見積もること。

(3) 財 源

合併に伴う有利な財政措置や、国の重点施策等に伴う補助制度の活用はもとより、新たな財源の捕捉を十分行うなど、所要財源を積極的に確保し、細大漏らさず適正に見積るとともに、既存経費への充当の可能性を検討するなど、財源の効率的な活用に努めること。

(4) 経常的経費

ア 人件費，扶助費および公債費

ゼロベースからの積み上げによる。

なお、人件費については、平成19年7月に策定した「高松市職員数の適正化計画」に基づくものとし、非常勤嘱託職員についても極力抑制する中で、算定すること。

イ 物件費（賃金，旅費，需用費，使用料及び賃借料，委託料，備品購入費等），維持補修費その他の一般管理経費

一般財源ベースで，平成20年度当初予算額の範囲内で見積もること。

原油価格高騰等に伴う物価高に対しては、既存の事務事業の見直し等により増嵩分を吸収すること。

外郭団体等にかかるものについても、さらに徹底した見直しを行うとともに、本要求基準に準じ算定すること。

また、施設の維持管理経費については、20年度当初予算額の範囲内の枠配分を行うので、原則、枠内で見積もり、その結果を「施設の維持管理費見直し調書」に記載し、提出すること。

なお、施設の維持管理経費の見積もりに当たっては、契約全般にわた

り、競争性の向上を図るとともに、特に、各種設備・機器等の保守点検に係る業務委託においては、安易に一者随契によることとせず、清掃業務委託等も仕様の見直しを行うなど、徹底した経費節減を図ることを念頭に置くこと。

ウ 補助費等（負担金，補助及び交付金，報償費等）

一般財源ベースで、平成20年度当初予算額の範囲内で見積もること。

ただし、合併協議に基づき経過措置を設けているもので、その期間が終了し、所要一般財源が前年度より減となるものについては、前年度予算額から当該額を差し引いた額の範囲内とすること。

エ 積立金，投資及び出資金および貸付金

ゼロベースからの積み上げによる。

オ 繰出金

特別会計の経費を本要求基準に準じ算定すること。

(5) 投資的経費（普通建設事業費）

補助事業・単独事業ともに、まちづくり戦略計画の重点取組事業等示達対象事業以外は、一般財源ベースで、平成20年度当初予算額の97%の範囲内で見積もること。

また、原油価格高騰等に伴う建設資材価格の上昇に対しては、計画・設計の段階から、工法・工期等の見直しによるコスト縮減を図ることにより増嵩分を吸収すること。

(6) 別途指示があったものは、それに基づき見積もること。

(7) 要求基準に基づく見積額の調整が困難な場合は、課等の他の費目で減額等の調整を行い、要求基準に従うものとし、課等において困難な場合は、必ず部内において調整し、その調整結果を明らかにしておくこと。

歳入に関する事項

従来、歳入予算は、歳出予算に比べて、ともすれば軽視されがちにあるが、収入が確保されて始めて支出が可能となることを再認識し、国の改革や方針、合併に伴う特例措置、社会経済情勢の変動、国・県の施策制度改正の動向等に十分留意し、新たな財源の検討も含め、全力を挙げて財源の確保に取り組むとともに、過大・過小の見積りとならないよう的確な捕捉に努めること。

また、新規・既存の事業を問わず、国・県の補助制度の総点検・確認を必ず行うとともに、安易に一般財源に頼ることなく、各分野における行財政制度を十分に調査研究し、国・県のほか、スポーツ振興くじや公営競技関係団体による助成など、各種他団体の助成制度についても幅広い視点から検討し、積極的に活用すること。さらに、収入源の完全捕捉、徴収率の向上、滞納整理の強化、収入未済額の縮減、適正な受益者負担の確保等に努めること。

(1) 市 税

市税収入は、財政運営の根幹を成すものであり、その見積りに当たっては、今後の経済情勢の動向や市民所得の推移、地方税制度改正の傾向等を慎重に見極めるとともに、本年度の収入見込額、過去の実績等を勘案の上、的確な額を見積もること。

また、口座振替、特別徴収推進の一層の強化など、自主納付の徹底による納期内納付の促進を図るとともに、滞納については、平成20年度の取組みを検証する中で、徴収率の向上に最善の努力を払うこと。

(2) 国・県支出金

事務事業の緊急性、必要性など、対象事業を厳選する一方、合併に伴う特例措置や、国・県の制度改正、予算編成の動向等にも注意を払い、確実な見積りに努めること。また、国・県の制度改正により補助金等が減額となるものについては、歳入に見合った歳出に見直し、併せて、他の補助制度の適用を検討するなど、安易に市単独事業として施行することのないよう十分留意し、次の事項を踏まえて的確に見積もること。

ア 国・県補助金等が廃止・縮減となった事務・事業に対しては、行政努力により対応しなければならないことを十分踏まえ、行政サービスのあり方を見直し、原則として市費への振替は認めない。

イ 特に、県単独の補助金等について、廃止・縮減の動きがある場合は、県に対し強く申し入れ、その確保を図ること。

ウ 国・県補助事業の市費継ぎ足しは、根本的に見直し、廃止または縮減を図るとともに、自ら市費継ぎ足しを行わないこと。

エ 国・県補助対象事業を市費単独事業として実施することは認めない。

(3) 使用料及び手数料，分担金，負担金，雑入

「高松市受益者負担見直し基準」に基づき、受益者負担の原則、住民負担の公平確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況や類似施設の動向などを常に把握するほか、徴収率の向上に最善の努力を払うとともに、受益者負担の措置が採られていないものは必ず見直しを行い、的確な額を計上すること。

また、公共施設については、施設コスト計算書等を活用し、管理経費等に見合う使用料設定に留意するとともに、財源の積極的な確保を図る観点から、自動販売機設置公募による手数料や広告料収入など新たな収入の創出も工夫すること。

(4) 市債

市債は、その元利償還である公債費が当分の間、高水準で推移し、後年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、市債残高が累積しない財政構造を確立するため、合併特例債分を除き、通常事業分に係る発行総額を公債費の元金償還額の範囲内とすることとしているところである。

したがって、一般財源の減少を安易に市債に転嫁するような事業計画は厳に慎み、市債の活用にあたっては、事業の緊急性、必要性等を検討し、適債事業を厳選して抑制に努めるとともに、地方交付税措置のある有利な市債を活用すること。

なお、事業の適債性、充当率等について、財政課と事前に協議すること。

(5) 財産収入等

財産運用収入については、財産の適正な管理の下、極力有利に運用し、増収を図ること。

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるほか、新たな建設事業に伴う跡地については、建設事業年度を考慮した売却や、発想を変えた活用を検討するなど、財源確保に努めるとともに、土地開発公社保有分を含む未利用地等については、有効活用をさらに検討すること。また、貸付けについては、合併支所などの空きスペースの有効活用や貸付料の見直しを行うこと。

また、貸付金に係る元利収入については、適切な債権管理を行い、収入の確保に努めること。

(6) その他の収入

額の多少にかかわらず、貴重な財源という認識に立って、極力把握し、収入の拡大と積極的な確保に努めること。特に、特定財源については、歳出との関連性を十分考慮し、漏らさず計上すること。

歳出に関する事項

歳出予算の見積りに当たって、従来の経費節減のみでは、もはや対応できない状況を十分認識し、事務事業全般にわたりアウトソーシングを推進するとともに、ゼロベースを基調に、事業の厳しい選択と集中を行うことにより、必要最小限の経費で最大の行政効果や市民満足度の向上が図られるよう限られた財源の重点的・効率的な配分を行うものとする。

したがって、国・県の補助事業といえども、安易に実施することなく、十分検討すること。

(1) 人件費

ア 人件費については、「高松市職員数の適正化計画」に基づき、現行の事務量・人員配置を精査する中で、定員管理の適正化や非常勤嘱託職員も含めた給与費の抑制に努めるとともに、新たな行政需要等に対しては、効率的な事務の執行や部内相互応援制度の活用を図るなどにより、抑制を図ること。

イ 「財政運営指針」、「第4次高松市行財政改革計画」に基づき、既存事務事業の内容をさらに精査し、行政責任を確保する中、外部委託化、嘱託化の推進、ボランティアの活用や市民参画の促進等を図ること。

ウ 労働時間の短縮や職員の健康保持の観点からも、休日・時間外勤務の一層の縮減に取り組むこと。

(2) 物件費，維持補修費その他の一般管理経費

下記の物件費等の一般管理経費については、漫然と過去の実績によることなく、事務事業の見直しや競争原理の強化により、さらなるコスト縮減を図るなど、経費の節減・合理化に努めること。

特に、合併地区を含む施設の維持管理経費については、施設の老朽化等により増加が見込まれることから、「高松市公共施設管理運営基準」等を踏まえ、仕様等を再度見直し、経費節減を図ること。

ア 賃金

計画的な事務事業の執行と課内や部内の応援体制等により，最小限の計上にとどめ，臨時の業務等であっても，真にやむを得ないものに限定すること。

なお，一般事務補助については，週25時間以内で見積もること。

イ 旅費

出張の目的，効果，緊急度，日程等を十分検討し，過去の実績にとらわれることなく，真に必要なものに限定して計上すること。

なお，四国県都の主管者会議については，電子メール等を活用するなど，他の協議，情報収集方法に見直しを図り，それが困難な場合に限り，日帰りができるよう会議日程を組むこと。

ウ 需用費，備品購入費等

(ア) 消耗品費については，在庫管理を徹底し，極力節減を図ること。

耐久性のある事務用品は，現に使用不能となり，事務処理に支障を来しているものの更新以外は計上しないこと。

形式的な贈呈用消耗品や行事参加記念品は廃止すること。

(イ) 燃料費については，使用量を的確に把握し，徹底した節減を図ること。

(ウ) 食糧費については，会議等開催の合理的な時間帯・場所・人数・回数・金額を設定するなど，行政執行上必要かつ最小限の範囲内にとどめること。

(エ) 印刷製本費については，可能な限り庁内印刷，庁内LAN等を活用することとし，印刷部数等の見直し，刊行物の整理統合や隔年発行，変更箇所のみ印刷，広報紙や本市ホームページへの掲載，ケーブルテレビの活用などにより，経費節減に努めること。

(オ) 光熱水費については，契約方法や使用量の再点検を行うとともに，なお一層の省エネルギーに努め，経費節減を図ること。

(カ) 施設維持補修費については，現況を十分に把握し，適正な維持管理に努めるとともに，今後の施設維持補修にかかる経費を把握し，事業費の平準化を図るほか，緊急性，必要性等が高いものを優先的に実施

するなど、計画的・効率的な対応に努めること。

(※) 使用料及び賃借料

会議等については、関連する諸会議の開催日程調整、整理・合理化を図り、庁内で対応し、庁外の借上料は、原則として認めない方針であること。なお、参加人数等の関係から、やむを得ず庁外の施設を利用する場合は、市有施設を利用すること。

また、複写機使用料については、資料等の作成の工夫、諸会議資料の重複配布の取りやめ、パソコンの活用等により、コピー量を減らし、一層の経費節減に努めること。

(ク) 備品購入費のうち、事務用備品および自動車の新規購入は、原則として認めない方針であるとともに、更新についても極力抑制すること。

また、保管庫等の庁用備品は一切認めないものであること。

エ 委託料

本年度の執行状況を踏まえる中で、改めて委託業務の内容を見直し、業務に支障を来さない範囲で、必要最小限の委託内容とするほか、長期継続契約の活用や、従来とは異なる業者からの見積りなどによる競争原理の強化、他課との共同発注など、経費の一層の節減に努めること。

なお、課等で対応している情報処理システムの新規・増設に係る開発や、それに伴う保守関係費については、工数、単価等見積金額の妥当性について、事前に情報政策課と協議すること。

また、外郭団体への委託事業経費については、「高松市外郭団体の運営等指導基準」などを踏まえ、業務の一層の効率化を図るなど、主管課において十分精査の上、見積もること。

(3) 扶助費

国・県の制度によるものについては、対象、金額等はその範囲内で行うこととし、従来の見積方法を見直し、過去の推移、不用額の状況等を十分精査の上、対象人員・単価等の的確な把握に努め、厳格に見積もること。

また、単独事業については、基準、対象、金額、事業効果等について十分精査すること。

(4) 補助費等

ア 一般会計・特別会計のすべての補助金・交付金の予算について、適正な執行に資するため、その名称、予算額、交付先等の内容を本市ホームページ上で公開することとしているので、説明責任が発生することにも留意し、適切に見積もり、要求すること。

イ 各種負担金・補助金・交付金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を考慮する中で、必要不可欠なものに限って見積もること。補助金については、「高松市補助金等交付システム見直し基準」に基づき、真に市が助成すべきものであるか否か、補助率・対象等が妥当であるかなどの抜本的な見直しを行い、極力縮減に努めること。特に、繰越金の状況を適正に把握し、繰越金があるものについて、必ず見直すこと。また、低金利下における利子補給など事業効果に再考が必要である事業について、必ず見直しを行うこと。

また、地域に対する補助金については、コミュニティ協議会の自立化を促進する観点から、地域まちづくり交付金への一元化を図ること。

また、負担金のうち、各種団体会費については、加入目的や活動効果を見直し、形式的なものについては脱会を含め検討するとともに、繰越金の状況も踏まえるなど、負担額が適正であるか否かを検討すること。

ウ 市単独の負担金・補助金・交付金の新規および増額計上は、原則として認めない方針であること。このため、行政需要の変化等に即応して、真にやむを得ず新規・増額計上の要求をする場合は、スクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底するとともに、必ず終期または見直し時期の設定を行うこと。

エ イベント・行事については、類似事業の整理統合や隔年実施などの検討のほか、県等構成団体の負担区分を明確化し、経費節減に努めること。

なお、全額市費負担の実行委員会方式の事業は、認めない方針であること。

オ 各種事業の参加記念品は、廃止すること。

カ 各種会議等の用務出張における懇親会経費の負担金は、原則として認めない方針であること。

(5) 投資的経費

投資的経費については、厳しい財政事情を考慮し、特に、事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を考慮する中、優先順位の高いものから事業を選別・選択の上、財源の範囲内で実施すること。特に、多額の市債発行や一般財源を要する事業については、構造改革特別区域および地域再生に係る制度を積極的に活用するなど十分に検討すること。また、「高松市公共工事コスト縮減新行動計画」等を踏まえ、コスト縮減を図るほか、建替事業の場合は、跡地の売却費等を財源とするとともに、市債の抑制に特に配慮すること。

ア 補助事業については、国・県の施策、財源措置等の動向に十分注意を払い、より有利な補助制度の検討など財源確保に創意工夫を凝らすこと。

また、超過負担が生じないように十分注意すること。

イ 市単独事業については、緊急性、必要性、効果、施設水準の適正化等を十分検討し、事業の重点化に努めるとともに、コスト縮減を図ること。

ウ 施設の新・増改築および大規模改修については、現下の厳しい財政状況を踏まえ、建設費の低減や財政負担の平準化を図るほか、管理運営方法等について、後年度に経済的・効率的な管理運営ができるよう十分配慮するとともに、建替等により跡地が発生する場合は、建設事業年度を考慮した売却も検討するなど、財源確保に努めること。

エ 工事等の設計は、特に専門的なものを除き、極力内部対応としているところであるが、建築関係の設計委託については建築課等と十分協議の上、真にやむを得ないものについてのみに計上すること。

なお、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう、民間の建設コストとも比較するなど、所要経費を精査し、的確に見積もること。

オ 用地の購入については、地価の情勢を認識し、利用目的・時期、国の補助認証見込み、取得の見込みなど確実な見通しを立て、計上すること。

また、土地開発公社による先行取得は、安易な見込計上とならないようにし、将来の財政に及ぼす影響等を考慮の上、原則事業年度が明確でない取得は行わないこととするほか、未利用地を含めた事業計画や未利用地等を交換物件とすることなど、その有効活用を検討すること。

なお，用地購入を計画している課等は，別途「用地需要計画書」を提出すること。

3 その他に関する事項

(1) 予算見積電算入力および資料提出期限

平成20年10月30日(木)

ただし，投資的経費およびまちづくり戦略計画の重点取組事業等の示達に基づくものについては，11月28日(金)とする。

(2) 予算編成過程における経過，関係書類等は，部外秘扱いとし，対外関係には，特に注意すること。

(3) 予算編成日程

平成20年10月9日(木) 予算編成方針に関する部課長会
予算編成事務担当者説明会

平成20年11月6日(木) 財政課長ヒアリング開始(予定)

平成20年12月18日(木) 財務部長ヒアリング開始(予定)

以降の日程等については，後日連絡するものとする。